

Title	『文明論之概略』研究(中)
Sub Title	A study of "An outline of a theory of civilization"
Author	佐志, 伝(Sashi, Tsutae)
Publisher	三田史学会
Publication year	1976
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.3 (1976. 4) ,p.27(195)- 43(211)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19760400-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『文明論之概略』研究(中)

佐 志 伝

- 一 序言
- 二 著述の動機および目的
- 三 要旨
- 緒言——第七章(以上「上」)
- 第八章——第十章(以下「中」)
- 四 まとめ
- 五 歴史観について(以下「下」)
- 六 日本史の記述
- 七 結語

第八章 西洋文明の由来

第九章 日本文明の由来

この八、九章でいよいよ文明史が著される。二、三章で文明の本旨と、その文明によって形成された西洋文明の本質とが語られたが、第八章では西洋諸国の文明発展の様相を歴史事実に基づいて説得しようというのである。しかし福沢は専門の歴史研究者ではないため、「仏蘭西の学士ギゾー氏所著の文明史及び他の諸書を引いて」(一三三)西洋の文明史を簡潔に述べている。小沢栄一氏は前掲書において、ヘンリー英訳本中にみられる福沢の書入れと、本書の本文とを詳細に比較対照しておられる。小沢氏はその考証の終りに、「本文の記述は、この場合もギゾーの抄訳というのではなく、全く福沢の理解によるその独得の文章に消化されたっていて、この点においては、他の場合と同じく、福沢の頭脳と表現力の卓抜

であったことを証する以外のものではない」と評しておられる。⁽²⁰⁾

さて第八章のはじめに福沢は、ギゾーの『欧州文明史』の第二講を要約して、西洋文明の特色をのべている。西洋文明が他の文明と異なるところは、「人間の交際に於て其説一様ならず、諸説互に並立して互に和することなきの一事に在り」(一三三)と言う。色々な思想が並び行なわれて、おのおのがその説を唱えて譲らぬけれども、相反する思想の存在を認めないわけではない、すなわち自主自由であり、結局それらが文明発展に寄与していることになる。

このような基本的な態度で西洋文明の歴史をゲルマン民族の移動、西ローマ帝国の滅亡から説き始める(これはギゾーにならったもの)。ローマ帝国滅亡後もローマの遺風伝統が残り、キリスト教は盛んになり、ローマの市民会議の制は議会政治の元素となり、一方ローマの帝政は君主政の元となった。ローマを倒したゲルマン民族は自由独立の気風を持ち、のちのヨーロッパ文明の出発点となった。十世紀以降封建割拠の状態となり王権が弱まるにつれ諸侯の勢力は強くなり、さらにローマ教皇の権威は高まり、一方では自由都市が形成されて民政の元素をなした。これらの諸勢力を統合したのは十字軍であるが、これが失敗に終り権力が国王に集中ようになった。宗教界ではルターの宗教改革が起って文明の徴候をあらわし、また絶対王制の国王に対しては人民の対立があつて、やがてイギリスの市民革命とフランス革命が勃発すると述べている。

第八章の最後にはギゾーの趣旨を要約してフランス革命前夜の状態を「王室の政治は不流停滞の際に腐敗を致し、人民の智力は進歩快活のために生氣を増し、王室と人民との間に必ず激動なかる可らざるの勢と云ふ可し」(一四三)と説明しているが、明治維新を経験した福沢の胸の中には、感慨一入のものがあつたことであろう。

第九章の日本文明史の叙述は、八章の西洋文明史のスタイルとまったく異なり、歴史の流れを追うという編年体的方法をとらず、一つの大きなテーマに基づいて日本文明史をとらえようとしている。そのテーマは言うまでもなく、日本の文

明がなぜ西洋文明に劣っているのかを解明することにあるが、その根本原因を権力の偏重に求めている。すなわち、「我
国の文明を西洋の文明に比較して、其趣の異なる所は特に此権力の偏重に就て見る可し」(一四六) と言う。日本歴史を
覆う権力偏重の暗雲は、政治経済の面はもとより、学問宗教の面にまで及んでいると強調する。それは第二章で説明した
「二国人民の氣風と云へることあり。即ち此権力の偏重も、かの氣風の中の一箇条なり」(一四六)と呼応するものである。
このような全国人民の氣風がなぜ起ったのか、その原因はバックルの云う自然環境説(アジアに専制政治が行なわれる
のは、氣候風土がよすぎると人口が過剰になり、自然環境がきびしすぎると自然をおそれる迷信がおこるからであるとす
る説)では説明がつかない。日本の歴史を通観してみると治者と被治者の区別がきわめて判然としており、「蓋し此二者
は日本の人間交際に於て最も著しき分界を為し、恰も我文明の二元素と云ふ可きものなり」(一四九) と言う。この治者
と被治者との関係はあらゆる時代、あらゆる分野にも及んでおり、古代においては王室と人民に分かれ前者に権力が集中
し、中世武士が政權を握ったが、これは治者間での権力の移動であって一向に変わるところがない。すなわち「恰も治者と
被治者との間に高大なる隔壁を作て其通路を絶つが如し」(一五三) であり、「有形の腕力も無形の智徳も、学問も宗教
も、皆治者の党に与みし、其党互に相依頼して各権力を伸ばし」(一五三) ている。そうならば「治乱興廢、文明の進
退、悉皆治者の知る所にして、被治者は嘗て心に之を関せず、恬として路傍の事を見聞するが如し」(一五三) となるの
は当然であろう。またヨーロッパ中世の自由都市における独立市民や近世のイギリス・フランスの市民社会にみられるよ
うな自立の精神は日本人にはみられず、権力に依頼し有利な方へなびいている。
宗教の面でも同様であるから「僧侶は常に政府の奴隷のみならず、日本國中既に宗教なしと云ふも可なり」(一五八)
と極論することができる。これは学問の分野でも言える。

此学問なるもの、西洋諸国に於ては於ては人民一般の間に起り、我日本にては政府の内に起たるの一事なり。西洋諸

国の学問は学者の事業にて、其行はるゝや官私の別なく、唯学者の世界に在り。我國の学問は所謂治者の世界の学問にして、恰も政府の一部分たるに過ぎず。(一六〇)

従つて日本の儒者で能力があり業績をあげたということは、もっとも専制政治の方策にたくみであったことを意味する。

ところで西洋においてはゲルマン民族が自主自由の要素をもち、自由独立の氣風をもっていたがゆえに、西洋文明の元素が形成されたのであるが、日本の武士は家門家系を誇り天皇や將軍の權威に頼つて「常に人に屈するを以て恥」(一六五)としない。すなわち「日本の武人の権力はゴムの如く、其相接する所の物に従つて縮張の趣を異にし、下に接すれば大に膨脹し、上に接すれば頓に収縮するの性あり」(一六五—一六六)と言えよう。これは結局「日本の武人に独一個人の氣象(インヂヴキヂュアリチ)なくして、斯る卑劣なる所業を恥とせざりしことなり」(一六六)ということになる。

以上のような政治上、宗教上、学問上の権力偏重も一時期それを行なうことによつて秩序を維持し人心を安定させることは許されるが、「専制の政治は愈巧なれば其弊愈甚しく、其治世愈久しければ其害愈深く、永世の遺伝毒と為りて容易に除く可らざるものゝ如し」(一七〇) という弊害が生じてしまう。そのことがさきに述べた治者と被治者間の隔壁をいよいよ高くしていることになるのである。「故は此弊害を察して偏重の病を除くに非ざれば、天下は乱世にても治世にても、文明は決して進むことある可らず」(一七一) というまとめがなされる。

次に福沢は権力の偏重を經濟の面から考察している。まず經濟には二つの原則があり、「第一則は財を積て又散ずることなり」(一七二)「第二則、財を蓄積し又これを費散するには、其財に相応す可き智力と其事を處するの習慣なかる可らず」(一七三)であるという。そしてさきに治者と被治者とに區別したように、經濟の面ではそれを生財者と不生財者とに分ける。それを図示すると次のようになる。

生財者 || 農工商以下被治者の種族 || 蓄積の種族

不生財者 || 士族以上治者の種族 || 費散の種族

さて第一則の原則は「蓄積と費消とは正しく同一様の事にして、正しく同一様の心を以て処置す可きもの」(一七六)なのであるが、生財者は「蓄積するを知て其費散の道を知ら」(一七六)ず、不生財者は「費散するを知て蓄積の道を知らざるもの」(一七六)であって「上下の心を二様に分て、各其所見の利益を別にし、互に相知らざるのみならず、互に其挙動を見て相怪むに至」(一七六—七)っている。このことが経済の発展の速度をいちぢるしく遅くしている理由であり、その結果徳川二百五十年の泰平の治世にもかかわらず国財の蓄積がないという状態を招いている。

次に理財の要点は蓄積者は節儉勉強につとめ費散者は活潑散為の働きでこれを利用しなければならぬのに、日本ではかえって貪慾吝嗇、浪費乱用におちいってしまったっている。それは治者においては理財を語るを恥と考え、被治者においては蓄財を生涯無二の目的としているからである。そして最後にこう言っている。

全国の貧なるは何ぞや。必竟財の乏しきに非ず、其財を理するの智力に乏しきなり。其智力の乏しきに非ず、其智力を両断して上下各其一部分を保つが故なり。(中略) 蓋し此智力の両断したるものを調和して一と為し、實際の用に適せしむるは経済の急務なれども、数千百年の習慣を成したるものなれば、一朝一夕の運動を以て変革す可き事に非ず。(一八二)

右の引用文をもって遠山茂樹氏は第九章の結論とみなし、福沢は権力偏重という病いの療法に「諦観」してしまい、結局福沢は「国内政治、国内社会の改革については、その弊害を指摘して改革の必要を論ずる解説者ではあったが、改革の実践にたいしては傍観者たらざるをえなかった」とし、これは福沢の無原則的な機会主義を示していると指摘されるが、引用文の冒頭を読めばわかるように、これは二百五十年にわたる泰平の世が続きながら国財の豊かでない理由を述べてい

る部分であつて決して九章全体の結論ではない。また権力偏重という病いの療法について「目今現に政治家の仕事なれば、之を論ずるは本書の旨に非ず、余輩は唯其病の容体を示したるのみ」(一七二)と福沢が言っている箇所は、政治の分野における権力偏重の事実、特に治者と被治者間の分界が判然として遺っていることを指摘している部分であるから、これを取り除くのは具体的には政治家の任務であると示したところである。従つて遠山氏の結論は異なる部分の結論めいた箇所(結論は別の箇所にある)を無原則的に結びつけたやや強引な断定と言わざるをえない。第九章をまとめてみれば、その原因ははつきりするであろう。

この第九章は日本文明論を詳説した章であるため本書中もつとも意を尽した部分であり、従つて使われた紙数もいちばん多い。そのためか九章の編成にやや乱れを生じ理解を困難にしている。日本文明の特徴は権力の偏重偏軽がはなはだしく、その状態は治者と被治者とに示されて社会(福沢の言葉では人間交際)のあらゆる分野に浸透していると説いて、まず政治について語り、次いで宗教・学問に及び、政治面では治者に権力が集中し、本来独立の性格を持つ宗教学問までも治者に依存していると指摘する。ところが次に武士の自立性の欠如を述べる箇条ができて、続いてそれまでの総括がなされ、ふたたび最初にもどつて治者と被治者間の鉄のごとき隔壁を取り除くべきことを説き、さらにこんどは経済面における生財者と不生財者の関係を説明してこの分野での権力偏重の弊害を述べるといふ有様である。武士の箇条や隔壁の問題は当然政治の項目に続けて述べるのが順序であり、総括のあとで新たに経済面を論じるのはいかにも不手際である。福沢の原稿は削除もちろんあるが、多くは補足加筆がなされているから、この混乱は苦心の推敲の結果かもしれない。⁽²²⁾

右に言う中間に位置する総括とは、次のような文章である。

右条々に論ずる如く、日本の人間交際は、上古の時より治者流と被治者流との二元素に分れて、権力の偏重を成し、今日に至るまでも其勢を變じたることなし。人民の間に自家の権義を主張する者なきは固より論を俟たず。宗教

も学問も皆治者流の内に籠絡せられて嘗て自立することを得ず。乱世の武人義勇あるに似たれども、亦独一個人の味を知らず。乱世にも治世にも、人間交際の至大より至細に至るまで、偏重の行はれざる所なく、又此偏重に由らざれば事として行はる可きものなし。(一六八)

この結論に経済面での主旨たる「国財の蓄積費散は全国の人心を以て処置せざる可らず」(一七三)を加えれば、第九章の結論はまとまるであろう。第二章に言う国体を保つために「第一着の急須」としてその一掃を強く主張した「古習の惑溺」とは、この第九章で明らかになったあらゆる分野に見られる権力の偏重であった。

第十章 自国の独立を論ず

『文明論之概略』の最終章は一転して日本の独立論が展開される。十章の内容を大別すると国内的な社会生活の面と対外的な国際問題、福沢の言葉で言えば人間の交際と外国交際とに二分されている。そしてそれらが関連しあって日本の独立を脅かそうとしていると指摘している。

まず人間の交際の面では、明治維新以後廃藩置県の施策をはじめとして続々と開化政策が実施された結果、人々は「開闢以来我人民の心の底に染込たる恩義由緒名分差別等の考は漸く消散して」(一八五)封建門閥制等の古風習慣は一掃され、文明は日々発展していると思ひこみホト息を抜いているような状態である。すなわち「人民は恰も先祖伝来の重荷を卸し、未だ代りの荷物をば荷はずして休息する者」(一八五)のようなのであるが、現在の日本はけっして無事安楽に過せる状況ではない。それどころかかえって「昔年に比して更に困難なる時節」(一八六)が到来しているのに、気付かないわけではないが問題意識がたりないのである。「学芸に身を委る者の趣を見るに、其科業に忙はしからざるに非ざれども、一片の本心に於て私有をも生命をも抛つ可き場所と定めたる大切なる覚悟に至ては、或は忘れた」(一八六)ように見える。そこで福沢は当時行なわれている三つの「モラル・タイ」(道德的支柱)を紹介している。まず皇学者流の国体論では、

「人民懐古の至情」(一八七)に基づいて君主を奉尊しようとするが、「然るに我国の人民は数百年の間、天子あるを知らず」「王室と人民との間に至密の交情あるに非ず」(一八七)であるから、「皇学者流の国体論は、今の人心を維持して其品行を高尚の域に導くの具と為すに足らざるなり」(一八八)と否定する。

次に洋学者のキリスト教による宗教論(本稿「上」で述べた津田真道の主張)では、キリスト教の教えは一視同仁四海兄弟と言い地球上は一家のごとしと説明するが、現実には国家が存在し戦争も行なわれる。従って「一視同仁四海兄弟の大義と報国尽忠建國独立の大義とは、互に相戻て相容れざる」ものであるから、「故に宗教を扞て政治上に及ばし、以て一國独立の基を立てんとする説は、考の条理を誤るものと云ふ可し」(一九一)と主張する。

さらに漢学者の論は、すでに七章、九章で述べたように人民が卑屈になってしまい問題にならない。このようなモラル・タイでは日本の独立を保つに十分でない。社会生活の面で以前に増して困難になってきたというのは、「近来俄に生じたる病」(一九三)によってのこと、その病いとは外国交際であると言う。外国交際が始まったことによって、日本に新しい国内問題が生まれ、それが日本の独立を脅かしていると指摘する。

外国交際とは国際問題のことではなくて、外国と交渉を持つようになってあらたに起ってきた国内問題のことである。その問題を三点にしぼって福沢は説明する。

まず経済(福沢の言う理財)問題であるが、外国人が日本に渡来するのは貿易が目的であって、「製物の国」である西洋諸国と、「産物の国」である日本との貿易は、「産物国の人民は勞す可き手足と智慧とを勞せずして、製物国の人を海外に雇ひ置き、其手足と智慧とを借用して之を勞せしめ、其勞の代として自國に産する天然の物を与ふること」(一九四)であって、日本の損失は大きい。また西洋の製物の國はしたがって財政が豊かであり、その余剰資金を外國に貸付けてまた利益を得ている。

次に品行道德の面においては、居留外国人の横暴なる行為により、「我國民の品行は日に卑屈に赴かざるを得」(一九七)なくなつてゐるとして、小幡篤次郎の論文「内地旅行ノ駁議」の概要を説明している。すでに本稿「上」で引用した富田鉄之助や高木三郎宛の書翰に見られるような、外国人による日本婦女子に対する暴行事件を念頭においての叙述であることは明白である。

第三に権利(福沢の言う権義)の問題について述べている。ここではまず近年日本国内では人民同権の説を唱えるものが多いのに、外国交際においては同権の説を主張するものが少ないと指摘して、次の二つの理由をあげている。その一は、いま日本で行なわれている同権論は特権者が特権なきものの立場を推測しての同権論で、「主人自から論ずるの論に非ずして、人のために推量臆測したる客論なれば、曲情の緻密を尽したるものに非ず」(一九九)であるから、外国人との同権論まではとうてい及ばない。いまの外国人は「智弁勇力を兼備したる一種法外の華士族」(二〇〇)のような存在であるから、もしもかれらの支配下にはいるようになると「其殘刻の密なること恰も空氣の流通をも許さざるが如くして、我日本の人民は、これに窒塞するに至る可し。今より此有様を想像すれば、渾身忽ち悚然として毛髮の聳つを覚るに非ずや」(二〇〇)と警告し、馬場辰猪の報告によつてイギリス人のインド支配の実情を説明している。

その二は内外人の接解が少なく、たとえ日本人に不利益があつたとしてもそれを伝え聞くのは開港場の近辺にとどまり、世間一般に伝わる場合がはなはだまれであるのが理由であると言ふ。しかし北米のインディアンに見られるように、「歐人の解るゝ処にてよく其本国の権義と利益とを全ふして眞の独立を保つものありや」(二〇二)「歐人の解るゝ所は恰も土地の生力を絶ち、草も木も其成長を遂ること能はず。甚しきは其人種を殲すに至るものあり」(二〇三)と強く警告する。

以上のように外国交際は經濟上、品行上、權利上の重大問題であり、あたかも「國命貴要の部分に犯したる痼疾」であ

るから「人民一般にて自から其療法を求め」(二〇三) なければならぬ。近年日本の開化の有様を外国交際の賜として喜ぶものがあるが、「其文明と名るものは唯外形の体裁のみ。固より余輩の願ふ所に非ず。仮令ひ或は其文明をして頗る高尚のものならしむるも、全国人民の間に一片の独立心あらざれば文明も我国の用を為さず、之を日本の文明と名く可らざるなり」(二〇三) と言う。

十章のはじめに昔年に比して困難になったというのは、この外国交際が始められてひき起こされた諸問題のことである。生命財産をなげうつべき場所とはまさにこのことであり、新たな荷物は旧の物より幾百倍の重さでのしかかっていると言う。さらに「国民たる者は毎朝相戒めて、外国交際に油断す可らずと云て、然る後に朝飯を喫するも可ならん」(二〇五) とまで極言する。

十章の結論として、外国交際によってひき起こされた国内問題をどのように解決すべきか、すでにみたように学問(国学や漢学)や宗教では人心を維持することはできない。そこで福沢は

①目的を定めて文明に進むの一事あるのみ。其目的とは何ぞや。内外の区別を明にして我本国の独立を保つことなり。而して此独立を保つのは文明の外に求む可らず。今の日本人を文明に進むは此国の独立を保たんがためのみ。

故に、国の独立は目的なり、国民の文明は此目的に達するの術なり。(二〇七)

という有名な言葉をしるしている。これを第十章の結論と考えて差支えないが、誤解を招きやすいので福沢はさらに続けて二度くりかえして説明する。多少引用が長くなるが掲げてみよう。

②先づ日本の国と日本の人民とを存してこそ、然る後に爰に文明の事をも語る可けれ。国なく人なければ之を我日本の文明と云ふ可らず。是即ち余輩が理論の域を狭くして、単に自国の独立を以て文明の目的と為すの議論を唱る由縁なり。故に此議論は今の世界の有様を察して、今の日本のために謀り、今の日本の急に応じて説き出したるものなれ

ば、固より永遠微妙の奥蘊に非ず。学者遽に之を見て文明の本旨を誤解し、之を輕蔑視して其字義の面目を辱しむる勿れ。(二〇八)

③ 国の独立は目的なり、今の我文明は此目的に達するの術なり。此今の字は特に意ありて用ひたるものなれば、学者等閑に看過する勿れ。本書第三章には、文明は至大至洪にして人間万事皆これを目的とせざるなしとて、人類の当に達す可き文明の本旨を目的と為して論を立たることなれども、爰には余輩の地位を現今の日本に限りて、其議論も亦自から区域を狭くし、唯自国の独立を得せしむるものを目して、仮に文明の名を下だしたるのみ。故に今の我文明と云ひしは文明の本旨には非ず、先づ事の初歩として自国の独立を謀り、其他は之を第二步に遺して、他日為す所あらんとするの趣意なり。(二〇九)

右の三つの結論でまず問題にしたいのは「今の」という文字であつて、共通の命題である「国の独立は目的であり文明はその手段である」に「今」がどのようにかかっているかということである。①では「日本人」にかかり、②では命題そのものにはかかっていないが、別に「世界」「日本」にかかっており、③では「我文明」に直接冠されていて、かつ「今」に注意するよう特記してある。このように「今」という文字が特筆されているのは、③にふれているように第三章の論旨と矛盾するのではないかとの疑問(あるいは質問)がおこり、この説明のため②、③が補足されたのであろう。

この推定を第十章の草稿に基づいて述べると、本章の草稿はE系列No.11の一種類しか遺っていないが、全編福沢の自筆である。①は本章の素本とよぶべき薄葉紙に真書細字の稿本であり、②の部分は貼紙によって追加された部分(二〇七頁最終行「此言真に然り」から二〇八頁一〇行目「亦これを異にせざる可らず」まで)にあたり、③の箇所はやや厚手の紙にやや大きめの文字によって書き改めた部分(二〇九頁一二行目「故に又前説に返て云はん」より二一〇頁一四行目まで)であり、特に③の書き出しの部分は二枚の貼紙がなされておき、成稿は三稿目に当たっている。従つて第十章の結論に

当る部分は、まず①が書かれ、次いで③を別紙によって書き改め、さらに②を貼紙によって補足しており、その叙述に福沢がたいへん苦勞をしたことがわかる。⁽²³⁾

ところで第三章の文言は「文明の物たるや至大至重、人間万事皆この文明を目的とせざるものなし」(三八) というもので、文明が目的であって手段方法ではない。また三章の終りで「世に未だ至文至明の国あらざれば、至善至美の政治も未だある可らず。或は文明の極度に至らば何等の政府も全く無用の長物に属す可し」(四九) とも言っている。この文章では世界には真の文明国はないというから、②の「今の世界の有様」とはその意味であり、当然③の「今の我文明」にも通じる。すなわち③で「今の我文明と云ひしは文明の本旨には非ず」と言っているのは、単に今の文明が真の文明ではないと言うのではなく、より厳密に言えばまだ文明という状態になっていないという意味であろう。それは第二章の冒頭で示された、世界の諸国を野蛮半開文明の三段階に分け、日本・中国を半開、欧米諸国を文明国と規定したその「半開」のことである。この三段階も相対的なもので、文明も半開に対して文明と言るのであり、半開も野蛮に対しては文明と言える⁽²⁴⁾と説明している(一七)。その解釈をうけて十章の冒頭で「本書第二章に云へる如く、文明の進歩には段々の度あるものなれば、其進歩の度に從て相当の処置なかる可らず」(一八三) と言っているのであって、半開なら半開なりの進歩の程度や内容があり、日本のように半開から文明へと進展しつつある国には、西洋文明の精神を摂取するよう説いてはいるものの、「今」のように外国交際によって国の独立が危まれるような時には、③にみられるように第一段階として独立をはかり、第二段階として文明の精神の摂取を考えよ、ということである。

また別の表現でこの意味を説明すれば、福沢の国という概念は「土地と人民とを併せて之を国と名け」(二〇三) たもので、政治学で規定する国家の概念から主権の要素を除いたものである。すなわち植民地化しているところも同じ国であって、主権を確保していない国は半開の状態はもちろん文明の状態でも存在する。従って国の独立と真の文明に係りな

い文明もあると言う。「唯文明とのみ云ふときは、或は自国の独立と文明とに關係せずして、文明なるものあり。甚しきは自国の独立と文明とを害して、尚文明に似たるものあり」(二二〇) という文章にみられる文明には、明らかに二種の文明を想定している。自国の独立と同格に並ぶ文明と、それに関係しないもしくはそれを害する文明(に似たもの)とであって、自国の独立とは主権がおかされていない独立国であり、自国の文明とは第二章で規定する「内の文明」「文明の精神」(この言葉を『学問のすゝめ』第五編では「人民独立の気力」(全三一五八)とされており、こちらの方がこの場合わかりやすい)を伴った真の文明のことで、結局国の独立と国の文明とは同義語なのである。それと無關係の文明とは、独立の気力なき人民によって造られている「外の文明」であろう。維新後に見られる文明開化は外形のみの文明であって、この傾向をいかに高尚精密にしても日本の文明とはなりえない(二〇三)のである。そして文明とは相対的なものであって、今の文明も決して最高のものでなく、文明が極まると無政府の状態になるかもしれないから、さしあたっての目標を西洋諸国の主権の確立した文明において、それに近づくためにまず独立を説いているのである。ところがその目標と定める西洋諸国が、現実には日本の独立を危かす存在となっている。それが明治初年の状況であった。そこに深刻な福沢の焦りを感じとることができる。

最後にこのような福沢の自国独立論について、ごく簡単にふれておきたい。福沢のナショナリズムについては、すでにいくつかのすぐれた研究が発表されているが、なかでも木村時夫氏は日本のナショナリズムの展開のなかで福沢を適確にとらえた研究であり、⁽²⁴⁾また最近では植手通有氏が、明治啓蒙思想とナショナリズムの関連のもとで福沢を評価している。⁽²⁵⁾福沢の自国独立論が鮮明に展開されるのには『学問のすゝめ』第三編(明治六年十二月刊)あたりからで、続いて『文明論之概略』(明治八年八月刊)、『通俗国権論』(明治十一年九月刊)、『通俗国権論・二編』(明治十二年三月刊)、『時事小言』(明治十四年九月刊)等を公にして、国権の確立拡張を強く主張しており、明治十五年三月『時事新報』を発行して

からは、同紙を發表の場とし日清戦争のころまで、しきりに政治外交軍事に関する記事を載せている。このような国家独立論は福沢の思想形成の過程において、いつごろからその萌芽がみられるか、その胞胚の時期をいつに求めるかというのは、かなりむずかしい問題であるが、いくつかのエピソードをたどって行くと幕末期まで遡ることができる。例えば明治維新の際官軍が江戸に進撃しつつあるとき、市中大混乱となり一身の安全のため外国公館の発行する証明書を求めんとするものがあつた。そこで在横浜のアメリカ公使と懇意である福沢の友人尺振八が、慶応義塾をたずねて右の証明書の発行を斡旋しようと申し出たところ、義塾の教員小幡仁三郎は顔色を変えて、今回の戦争は日本国内の戦争でありたとい白刃の下にたおれても外国人の庇護をうけたくないと、その申し出を謝絶したことがあつた。後年福沢はこの事実を回顧して二度にわたって記している。すなわち明治十五年三月二十七日発行の『時事新報』寄書「故社員の一言行尚精神」において、「報国致死は我社中の精神にして、今日我輩が専ら国権の議論を主唱するも、其由来一朝一夕に非ず、蓋し社中全体の氣風なりとは雖ども、仁三郎君の一言亦重しと云ふ可し」(全八一六四)と述べ、さらに明治三十年十二月刊の『福沢全集緒言』では「当時小幡仁三郎氏の一言は文明独立士人の龜鑑なりとて永く塾中に伝へて之を忘るゝ者なし」(全一一二四)と言つて小幡の言葉をたたえている。

もう一つのエピソードは文久二年(一八六二)福沢がヨーロッパへ赴いたとき、最初の寄航地ホンコンでの見聞を「西航記」に「香港の土人は風俗極て卑陋、全く英人に使役せらるゝのみ」(全一九一九)とし、また船上で福沢が中国商人から靴を買おうと値段の交渉をしているとき、傍で見ていたイギリス士官がやにわに中国人から靴をうばいと、福沢から二ドルばかりの金を出させてその中国人を杖で船から追い出してしまったという小事件(全八一六六)などから、東洋における外国人の圧制を肌で感じ取つたことと思われる。

さらに遡れば、福沢の青春期もつとも楽しい思い出をのこし、また合理的科学的精神を培つた緒方塾の時代にまでそれ

を求めることができそうである。というのは緒方塾の学問が蘭学一辺倒の盲目的な研究志向とは全く異なり、日本人であるとの強い自覚の上に立った勉学であったことが想像されるからである。今日緒方塾の塾則は遺されていないが、それを推定させる緒方郁蔵（洪庵の義弟）の経営する独笑軒塾（洪庵の適塾に対して南塾とよばれ、適塾とほぼ同様の塾則を制定しているといわれる）の塾則によって知りうるのである。同塾の塾則は三大方針十三箇条から成っているが、その三大方針の第一に「一、雖_レ学_ニ蘭書_ニ常守_ニ我朝之道_ニ不可_レ失_ニ国体_ニ」_一と_レし_レる_レさ_レれて_レい_レる_レ。この精神が福沢の旺盛な研究心の根底に沈潜し、生涯変わることはない思想基盤となつたのではないかと推定する。

四 ま と め

明治七年の二月ごろから福沢をして翻訳の仕事は一切うちきって「百事を止め読書勉強」したいと言わしめたものは何か。それは第一にギゾー、バククルの文明論を入手、一読してうけた、深く大きい感銘共鳴であった。と同時に東西両文明の根本的な質の相違の発見は、西洋文明をさし当てるの目的とする方針をうち出して、それを世間に発表せずにはおれない感情的なたかまりを、福沢に生ぜしめたのであろう。これが執筆の第二の動機である。ところが当時の国内事情は、開化政策のはなやかな面だけが強調され、国籍不明の文明が形成されようとしていた。そのお先棒をかついでいるのは、かつての同僚であり今はその多くが政府に雇われている洋学者たちであった。かれらによつてはじめて結成された、最高のエリート集団である明六社において、キリスト教公教論（津田真道）、国字ローマ字化案（西周）が主張される状態であった。さらに明治六年の岩倉大使一行の帰国によつてクローズアップされた居留外人内地雑居論（西周）は、いたく福沢を刺激し、屈辱的な不平等条約によつて奪われた税権・法権の回復を強く願つたと思われる。しかし状況に即して発言する福沢は、その時点で諸外国を納得しうるだけの国内態勢の整備向上が望めないことをいちやく察知して、外国交際

によってひきおこされた政治上、道徳上、経済上の危機を国民に訴えることによって、独立の主権を持つ真の文明国になることを祈って、本書を執筆したものであろう。これこそ『文明論之概略』執筆の真の目的なのである。

はじめに本書の編成上、第十章が不連続であるとの説があると書いたが、明治七年一月一日の演説以降八編の史料をあげて、居留外人の不法行為を批判する福沢の一面をすでに明らかにしておいたし、また、第二、三章において第十章の伏線ともみられる文言のみられることもすでに述べた。以上のように本書は、論旨の展開に関して首尾一貫しており論理の飛躍は認められないと思う。

ただ本書において、福沢の論旨にいささか説明の不足する部分、あるいは全く触れられていない箇所のある事も事実である。さきに神山氏の批判を掲げておいたが、同氏はさらに民心の發達というようなものを、科学的にとらえることは百年後の今日でも容易でないと指摘しておられる⁽²⁶⁾。それに類する疑問は実は決して少なくない。さきに六、七章の要旨を説明したところで、智慧の内容について福沢が言及していないと記しておいたが、私智私徳を公智公徳に向上せしめる聰明叡智の働についても具体的説明がない。また十章でも条約改正についての提案も見られない。要するに『文明論之概略』は文明撰取方法論ではなくて、問題提起論なのである。それが啓蒙書の真髓なのであり、それ故にまた名著の名に値するのである。

なお、本書中福沢は論旨を明解にするため、多くの歴史事実を引用しているが、それについては次稿でふれることとする。
(昭和五十年九月二十三日稿)

〔付記 本稿の作成にあたって多大の便宜をあたえてくださった会田倉吉氏ら塾史資料室の諸氏に感謝する〕

註

(20) 小沢栄一『近代日本史学史の研究明治編』一七六頁

(21) 遠山茂樹『福沢諭吉』八九頁

(22) 第九章の草稿は中井・戸沢論文のいうE系列№10の一種類しか遺っていないが、全文福沢の自筆である。草稿用紙は一部別紙を挿入してあるが、ほぼ同一のものが使用され、行間の書き込みや貼紙による加筆もみられるが、章の構成を大幅に変えるほどの訂正は見受けられない。従って指摘した混乱は、書き下ろしの段階から生じていたものと思われる。

(23) 中井・戸沢論文によると、第八章は明治八年二月三日から五日まで、第九章は同月五日から二十一日まで、第十章は同年一月十八日から二月二日までの期間に執筆されたように述べられているから、まず第十章を書きあげた後で、八・九章の順で執筆されたことになる。八・九章に先だって十章が書かれたという執筆の順序については、草稿にしるされた日時の前後を承知した上でなおかつ十分理解できない点が多少のこる。それは十章の冒頭に「前の第八章第九章に於て云々」(一八三)と書きはじめている箇所や、漢学者・皇学者の説では民心を維持できないと言って「此事に就ては本書第七章及び第九章に所論あれば今爰に贅せず」(一九二)と述べている箇所が見受けられ、また本書全体の構成からみても、十章は最後に執筆されたと考えた方が素直な解釈であらうと思うからである。そのように考えると草稿に見られる数字は、一体どう理解すべきである

うか。はなはだ解釈に苦しむのであるが、臆測が許されるならば、この日時は福沢が最初に筆を下ろした素稿ではなく、福沢自身によって清書された草稿の成った日時ではないかと考えた。四・五章が「戊三月」すなわち明治七年三月に執筆され、同年九月二十三日に整理された要領である。

(24) 木村時夫『日本ナショナリズムの研究』所収の三つの論文

(25) 植手通有『日本近代思想の形成』一一三頁以下参照

(26) 神山四郎『福沢諭吉の歴史観』『三田評論』第七四七号、

昭和五十年四月